

電力広域的運営推進機関 評議員会（2019年度第3回）議事録

1. 開催日時：2020年1月31日（月）10時00分～11時30分
2. 開催場所：電力広域的運営推進機関 会議室（東京都江東区豊洲6-2-15）
3. 議事
 - (1) 議決事項
 - 第1号議案 定款の変更について
 - 第2号議案 業務規程の変更について
 - 第3号議案 送配電等業務指針の変更について
 - 第4号議案 2020年度事業計画について
 - 第5号議案 2020年度予算について
 - (2) 報告事項
 - 容量市場開設に向けた準備状況
4. 出席者
 - (1) 評議員（14名中12名出席）
 - 野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、高村評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員、山地評議員、横山評議員
 - (2) 電力広域的運営推進機関
 - 金本理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、山田総務部長、松原計画部長、石井運用部長、田治見運用部担当部長、山次企画部マネージャー、宮本事務局長補佐
5. 議事の経過及び結果

●都築理事

只今から、2019年度第3回評議員会を開会します。本日は、現時点で総員14名中12名が出席しており、定款第45条第1項に定める過半数に達しております。

今回、柳川評議員におかれましては初参加となりますので、ひと言ご挨拶をお願いできませんでしょうか。

○柳川評議員

ありがとうございます。柳川でございます。第1回・第2回と欠席で今回、初めてとなります。どうぞよろしく願いいたします。

●都築理事

ありがとうございます。

それではまず、議事に先立ちまして、本日の資料についてご説明いたします。お手元の

資料をご覧ください。資料は、次第に記載のとおりですので、配付漏れ等がありましたら、事務局までお知らせください。また、ご発言の際は、お手元のマイクスイッチをオンにしてから、ご発言いただけますようお願いいたします。

では、以降の議事進行は野間口議長をお願いいたします。

○野間口議長

議案に先立ちまして、定款 52 条に定める議事録署名人を指名いたします。牛窪評議員と横山評議員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○牛窪評議員・横山評議員

はい。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは議案の審議を行います。

議事進行についてですが、今回の第 1・2・3 号議案は密接に関連する内容ですので、第 1 号から第 3 号の 3 件を一括して事務局説明及び審議を行った後、1 件毎に議決を行います。それでは、第 1 号議案「定款の変更について」、第 2 号議案「業務規程の変更について」、第 3 号議案「送配電等業務指針の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

●山田部長

はい。第 1 号議案から第 3 号議案をまとめてご説明いたします。第 1 号議案と第 2 号議案は、評議員会での審議後、理事会及び総会での議決を経た上で、経済産業大臣に認可申請を行います。また、第 3 号議案は、評議員会での審議後、理事会での議決及び総会での報告を行った上で、経済産業大臣に認可申請を行います。

タイトル表紙をおめくりいただき、右肩に第 1 号議案とある資料をご覧ください。定款の変更について、添付のとおり変更したく存じます。変更の概要は下記のとおりでございます。会員の加入・変更手続き及び総会における議決権行使方法に関する変更です。おめくりいただきますと、新旧対照表がありますが、内容につきましては別途、別紙でご説明いたします。

続きまして、右肩に第 2 号議案とある資料をご覧ください。業務規程の変更についてです。変更の概要は、下記のとおり、1, 2, 3 でございます。1 番、容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更。2 番、東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設。3 番、その他の規定の変更といたしまして、(1) 東北東京間連系線の管理方法の変更。(2) 東京中部間連系設備の対象設備の変更。(3) 容量市場関係規定の表現等の変更。これらにつきましても、続く新旧対照表の内容とあわせまして、後

ほど別紙でご説明申し上げます。

新旧対照表 9 ページまでございますが、おめくりいただきまして、次の第 3 号議案の資料でございます。右肩第 3 号議案でございますけれども、送配電等業務指針の変更についてでして、先ほど業務規程にもございましたけれども、内容と致しましては東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設でございます。おめくりいただきますと、新旧対照表がございますが、続く別紙にて内容をご説明させていただきます。

それでは、右肩に別紙 1 とございますパワーポイント資料をご覧くださいませでしょうか。タイトル『定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案の概要について』というものでございます。右肩 1 ページの内容は、先ほどご説明した項目でございます。そのそれぞれにつきまして、右肩 2 ページ以降でご説明申し上げます。おめくりいただきまして、右肩 2 ページでございます。1 会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使方法に関する変更の背景でございます。現行の会員手続でございますが、①から③まで書いてございます。①本機関への加入手続、②会員情報の変更手続、③総会に出席しない場合の議決権行使、これらいずれも書面による手続が必要となっております。その下でございますが、複数の会員から、書面による手続は煩雑である旨の指摘がございます。このため、今回、会員の利便性向上のため、会員情報管理システムを導入いたしまして、上記手続きについて電磁的方法も可能とするよう定款を変更するものでございます。これが一番目でございます。

右肩 4 ページでございます。2 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更の背景でございます。容量市場開設の効果・影響ということございまして、発電事業者にとりましては投資回収の予見性向上とございますが、これは発電所を建設した場合、その投資分が回収できるかどうかということでございます。続きまして、小売電気事業者にとりましては、卸電力取引における価格の安定に期待とございますが、これは仮に、容量市場が無ければ、電源が不足して将来価格が高騰することになりかねない。ということでございます。ただしとございますが、導入直後におきましては、取引価格に与える影響は徐々に進むものと見込まれているため、費用負担の増加を想定しているということでございます。これは、裏を返すと導入直後は費用が下がらない、上がってしまうということでございます。これは 5 ページの図で説明申し上げます。赤い枠が電気の取引価格のイメージでございます。左側が現状、真ん中が容量市場導入直後、右側が導入後中長期たった後のイメージでございます。まず、左側の現行は、取引価格の中に容量価値と電力量価値が混在しております。すなわち、kW の価値と kWh の価値が混在しております。次に真ん中の容量市場導入直後は、黄色の容量価値の kW 価値が切り離されて、この部分については容量市場を通じてやりとりがされますということです。このような図柄になりますが、トータルでは価格が上がるのではないかと考えられます。しかしながら、中長期で見ますと、右の図のように、価格が下がっていきまして、トータルで見ると現行価

格程度に収斂するものと、考えられます。4 ページにお戻りいただきまして、真ん中の箱でございますけれども、小売電気事業者の負担軽減策ということでございまして、導入直後の激変緩和のための経過措置でございます。2010 年度末以前に建設された電源を対象としまして、2024 年度から 2029 年度までの間、発電事業者へ容量市場からの支払額を減額するというところでございます。これは、簡単に言いますと、古い電源は償却が進んでいるため、発電事業者へ全部は支払いません、支払額を減らしますということでございます。その下でございますが、経過措置の対象となる電源について規定とございます。検討を進めた結果、複数電源等を組み合わせて一つの電源のように扱う「アグリゲート電源」は、個々の電源等に着目するものではないことから、今回の改正におきまして、経過措置の対象を単独で扱う「安定電源」及び「変動電源（単独）」に限定するというところでございまして、7 ページをご覧くださいませでしょうか。今言った内容を表にしておりますけれども、左側の表のとおり、当初の整理では、全ての電源を経過措置の対象としておりました。安定電源、変動電源、発動指令電源すべて経過措置の対象としていたのですが、今回の整理では、右側の表のとおり、変動電源（アグリゲート）を経過措置の対象から外しております。なぜかという、このアグリゲート電源というのは小さい電源を寄せ集めて 1,000 kW 以上にするものでございまして、この場合、100 kW とか 200 kW といった小さい、個別の電源について古いとか新しいとかいった判断をせずに、あくまで集合体として見ているわけでございますので、経過措置の対象とはしないと判断したわけでございます。また、その下の発動指令電源につきましても、ダイヤモンドリスポンスすなわち需要抑制につきましても、そもそも電源が古いとか新しいといった概念から外れておりますので、発動指令電源につきましても経過措置の対象外としたいと思っております。これが本件の変更の内容でございます。

続きまして右肩 8 ページ、3 番目でございます。東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設の背景ということでございます。2018 年 10 月に間接オークションが導入されました。導入される前は、先着優先いわゆる早い者勝ちだったわけでございますが、間接オークション導入後は市場で落札された電源が連系線を通り抜けるというルールに変わりました。その下の箱でございますけれども、連系線を優先的に利用することが従来できた事業者の取扱いでございまして、間接オークションで急にルールが変わってしまいますと、昔から連系線利用を予定していた、計画していた事業者にとって影響が大きいので経過措置が導入されまして、2025 年度までの間、従来どおり連系線を利用できるというルールができたわけでございます。次に 4 つ目の箱でございますけれども、今回の変更はここでございまして、東北東京間連系線工事の費用負担をした事業者、いわゆる特定負担者の取扱いでございまして、東北東京間連系線につきましても、特定負担者と言いまして、工事費を負担した事業者が存在しているわけでございます。巨額のお金を払っているため、この事業者にも従来どおり連系線を利用させてあげましょう、というのが今回の整理内容でございます。今申し上げました 8 ページの整理を規定と

指針に反映しますと、10 ページの各条項のとおり新設することになります。これが3 点目の変更でございます。

続きまして右肩 12 ページ、4-1 でございます。東北東京間連系線の管理方法の変更の背景及び内容ということでございまして、東北東京間連系線これは東北地方の豊富な再生エネを東京地方へ送る等のため、東北東京間連系線の増強工事中であるということであり、しかしながら、完工が 2027 年とだいぶ先でございます。そこで、短工期対策いわゆる暫定対策をして、少しでも良いからすぐにでも電気を送りましょう、というのが今回の計画でございます。この暫定対策では、ここにある右の図の赤字で記載するように、相馬双葉幹線といわき幹線、既存の 2 つの送電線で電気をこれまで以上に送るということでございます。2 本の送電線を使って電気を送る際の管理方法、これを専門用語でフェンス管理とっておりますので、これに伴って規程を変えるという内容でございます。

続きまして、右肩 13 ページ、4-2 東京中部間連系設備の対象設備の変更の背景及び内容ということでございまして、50 ヘルツと 60 ヘルツ間の送電容量を増やすため、飛騨信濃周波数変換設備が建設中でございます。2021 年 3 月の運用開始に合わせまして、これを規程上明記するものでございます。

続きまして、最後、右肩 14 ページでございます。4-3 容量市場関係規定の表現等の変更の背景及び内容ということでございまして、現行の業務規程の容量市場関係規定でございますが、広域機関が容量オークションにおける電源等情報の登録及び容量オークションへの参加を認めた事業者に対して、証明書を発行する等の行為を記載とございますが、今回は、業務の実態によりあわせた表現に変更するもので、内容といたしましては、下の表のとおりでございます。

以上で、第 1 号議案から第 3 号議案の説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。

○牛窪評議員

簡単なことですが、パワーポイントのスライド 3、いわゆる電磁的方法を可能とするというところですが、具体的には何か広域機関のホームページに会員制の窓口のようなものを設けて、その中で会員情報のやり取りをするのか、どのようなイメージをすれば、よろしいでしょうか。

●都築理事

お答え申し上げます。パワーポイントの資料でスライド 2 というところに、図がございます。現在、会員情報管理システムというのを逐次整備しております。この中で、会員情報の取り扱い等、出来るだけ一元管理するということを考えてございまして、実際の議決権

行使ですとか、加入・変更手続きにつきましては、この会員情報管理システムを通じて行うということを予定してございます。

○野間口議長

広域機関のホームページがあって、そこから、このシステムにアプローチできるということですか。

●都築理事

そのとおりです。

○村上評議員

一つだけ確認させてください。13ページの図を見る限り、東日本は50ヘルツ、西日本は60ヘルツ、これを統一するのは非常に難しいということは何度も説明を受けているのですが、これは長い期間をとったとしても、オールジャパンで取り組んだとしても到底不可能という形で考えた方が良いのか、というのが第1点。第2点目は国際標準的なもので、世界で見た場合、例えばヘルツの問題というのは、あるヘルツに統一されつつあるのでしょうか。周波数の問題というのは決着がつきそうな動きがあるのかどうか。そこだけ教えていただきたい。

●都築理事

まず、1点目のところで、周波数統一に関するフィージビリティというところがございます。この話は評議員の方にも専門家の方もいらっしゃいますので、必要あれば補足いただければと思います。周波数統一の議論は過去にもいろいろございまして、諸外国からは日本に2つの周波数があるのはクレイジーと言われたこともあります。そういった経緯からも統一議論は常にあるわけですが、家庭用機器は併用のものがございますが、事業用の設備はどちら側に統一するのか等大きな議論が発生します。これは一つの経済対策として実行するというのは有るのかもしれませんが、現時点では、そこまで制度的に対応するというのはフィージビリティが無い、というところで現行になっているということでございます。次に諸外国でございますが、国によって、複数の周波数をもっている国は知る限りそんなに無いと思っています。一般的には国ごとにだと思いますが、50ヘルツ60ヘルツそれぞれを使用している国がありますが、それを国際的に統一しなければならぬかということとそこまでの必然性は国際的な議論としては、今のところ無いと思っております。元々の経緯は、ヨーロッパから取り入れたのか、アメリカから取り入れたのかという違いでございますが、もっと早い段階で統一を行えば、フィージビリティがあったのかもしれませんが、現在に至っては、統一を行うことは難しく、長期的課題かも知れませんが、政策的に統一しようという機運では無いということでございます。補足があれば

お願いいたします。

○横山評議員

統一の議論は、東日本大震災時に再燃した議論ですが、基本的にはアメリカが 60 ヘルツ、ヨーロッパが 50 ヘルツということで、大きな市場が 2 つありますので、国際標準的には統一しようという動きはありません。日本では大正から、昭和にかけて、第二次世界大戦にかけて 4 回くらいに亘り国等で審議されたのですが、いずれにしても費用、年月がかかるということで見送られております。東日本大震災時にも経産省や当時の E S C J 等と検討しましたが、費用で 10 兆円程度、年月で数十年程度かかるということに加え、どういった手順で実施するかも不明のまま、結論として無理だろうとなりました。

○村上評議員

一つだけ確認ですけれども、無理に統一しようとするつもりもないのですが、技術的に発展、進歩した場合、どこかの点に収斂していくというような動きもあまり見られないということでしょうか。

○横山評議員

50 ヘルツ、60 ヘルツであまり大きな違いはないため、収斂する動きというのは技術的にもありません。60 ヘルツの方が、機器が多少小さくなるということくらいで、あまり大きな差はありません。

○野間口議長

明治維新で新しい国づくりをするとき、50 ヘルツ、60 ヘルツになった。鉄道も広軌と狭軌がありますし、それが今に繋がっております。私も物理を勉強して、電気メーカーに入ったので、村上評議員と同じ疑問を持ち、先輩に質問をしたことがあります。結論として、日本の学会も産業界も使いこなしております。不都合なく使いこなしているため、あえて統一するということなく今に至っているのではないか。産業文化的なものかと思えます。

○山地評議員

内容に反対ということではありませんが、7 ページ目の右側の表で発動指令電源はディマンドリスポンスのような新しいコンセプトだという説明だったと思いますが、説明文には変動電源（アグリゲート）と同等と記載があるので少し違和感がありました。変動電源（アグリゲート）は、古い発電機も新しい発電機も混在しており、その中で調整するのは難しいだろうと理解したため、発動指令電源と同じというのが気になりましたがいかがでしょうか。

●進士理事

ありがとうございます。同等という表現が分かりにくいかもしれませんが、意味合いとしては、上に記載のある安定電源と変動電源（単独）というのは発電機単体で容量市場に参加します。すなわち、発電機そのものが容量市場の参加者になります。今回の経過措置というのは2010年度末以前に建設された発電機については、支払いを控除するというシステムでございますので、発電機についていつ建設されたかが問題になります。一方、変動電源（アグリゲート）と発動指令電源については、小さな電源を寄せ集めて、その集合体で容量市場に参加します。そのため、発電機そのものが主役というより、寄せ集める技術、アグリゲートして上手く制御する技術というものが主体となって容量市場に参加しているというものでございますので、発電機に対してお金を支払うということを差し引く経過措置の対象からは今回外しましょうという考え方で変動電源（アグリゲート）と発動指令電源を対象外としましたので、その考え方が同じということで同等という記載と致しました。

○秋池評議員

会員の手続を書面ではなく、システムで行うことについて、比較的簡易に申込みが出来るようになったとしても、結果として、広域機関の業務が煩雑になるおそれは無いという理解でよろしいでしょうか。

○大石評議員

アグリゲートの電源には、古い発電機と新しい発電機が混在すると思いますが、今回の経過措置の対象の変更は、その古い発電機についても経過措置の対象から外すという認識でよろしいでしょうか。

●都築理事

秋池評議員からのご指摘の件でございますが、広域機関は全ての電気事業者が会員となっております。実際最初に電気事業者になるとき、広域機関への加入手続が完了していることをもって、役所への届出等が発生します。その都度、書面の届出等を行うことについては、会員の方々にとって、より利便性を追求することができるのではないかと考えております。次に、会員の方々の基本情報の変更について、現在は書面でしか出来なくなっていますが、広域機関として、書面であることには固執しておらず、情報の中身が把握できるのであれば、必要な管理は可能だと考えているため、会員の方々の利便性向上、今回の変更は広域機関の利便性向上となる部分もありますが、寧ろ会員の方々の利便性向上を行いたいと考えております。

●進士理事

大石評議員からのご指摘の件でございますが、ご指摘のとおり、アグリゲート電源は、古い発電機と新しい発電機が混在するが、今回の経過措置の対象の変更は、その古い発電機についても経過措置の対象から外すということでございます。理由は先ほどの繰り返しとなりますが、アグリゲートしたものというのは発電機が主体というよりも、アグリゲーションした技術が主体であって、アグリゲーションした技術として容量市場に参加いただくという考えによるものです。

○伊藤評議員

フェンスというのは何かの頭文字なのでしょうか。何故フェンスというのでしょうか。

●内藤理事

フェンスの意味合いを説明させていただきます。12 ページのフェンス潮流管理をするというのは、相馬双葉幹線といわき幹線に関してです。以前は、相馬双葉幹線だけ東北東京間連系線でしたので、この潮流だけを管理すれば良かったのですが、相馬双葉幹線といわき幹線を併用しようとする場合は、交流系統の場合には抵抗によって分流、つまり電気の流れが変わっていきます。従いまして、この2本の送電線を同時に見ていかないと連系線の潮流管理が出来ず、こういった管理をしている送電線は日本にいくつかあります。そのように2本の潮流管理をする場合はフェンス潮流管理をするという言い方をしており、一般送配電事業者が従来使用していた言葉を規程でもそのまま使用しているということです。

○伊藤評議員

国際的にもフェンスは使われているのでしょうか。

●内藤理事

国際標準かは把握しておりません。分かりにくいようであれば、定義をしっかりとすれば良いと考えております。

○伊藤評議員

なぜ壁なのか、2本であればデュアルとかでも良いのではないかと考えました。

●内藤理事

新たに作った言葉ではなく、過去から使用されていた言葉をそのまま慣用的に使用しておりました。言葉が分かりにくいというご指摘はおっしゃるとおりかと考えます。

○野間口議長

慣用的に使っていたと。寺島理事もご存じないでしょうか。かなり以前より使用されているということですか。

●寺島理事

概念として、潮流を合計値で管理するという考え方は日本に限らずあると思いますが、日本ではフェンスと名付けたということかと思います。

○野間口議長

なぜフェンスと名付けたのでしょうか。

○横山評議員

境界線という意味ではないでしょうか。

●寺島理事

エリアとエリアの境界線で捉えますと、線で管理ではなく、壁で管理するというイメージかと考えます。

●内藤理事

言葉の由来は私も良く把握しておりませんが、説明いたしますと、日本は列島でくし型システムとなっております。ループではなく、放射状で管理すればよいというのが基本思想でした。しかし、アメリカとかヨーロッパではメッシュシステムになっており、複雑に潮流変化するため、ひとつのフェンス管理とかではなく、ループフローということで管理しなければならない。このため、日本で使っているフェンス管理という言葉はあまり使っていないと思います。

○横山評議員

使っているとすれば、スペインとフランスの間くらいでしょうか。そこは多数の国際連系線がありますので。

●内藤理事

国際的に絶対無いかと言われると、不明です。

○高村評議員

確認だけですが、スライド7で経過措置の対象となる電源から、変動電源（アグリゲート）と発動指令電源が外れるということは、容量市場からの支払いを全額いただけるとい

う理解でよろしいでしょうか。

●進士理事

その理解で問題ございません。

○倉貫評議員

スライド 5 のイメージですが、容量市場開設後の図でだいぶ小売事業者が支払う額が下がっているように見えるのですが、どういうプロセスで下がるのでしょうか。そしてどのくらいの期間をイメージされているのでしょうか。

●進士理事

基本的には容量市場は長い目でみれば、ニュートラルな制度であるため、現状の小売事業者が支払う額と容量市場開設後の小売事業者が支払う額は同程度になると考えており、それに加えて、効率化等により小売事業者が支払う額が下がることを期待するものでございます。期間につきましては、スライド 6 にありますように、経過措置というのは 2029 年度までを予定しているため、それまでには容量市場の効果が発揮され、下がってくると想定しております。

○倉貫評議員

想定外の事象が発生したらイメージどおりにならないということもあるのでしょうか。

●進士理事

想定外の事業が発生した場合には、現状想定しております、毎年の見直しですとか、5 年毎に実施予定の抜本的な見直し改定において対応していきたいと考えております。

○野間口議長

他によろしいでしょうか。基本的には大変良いご指摘もいただいたと思います。

それでは、1 件毎に議決をとらせていただきます。第 1 号議案「定款の変更について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議委員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第 1 号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第 2 号議案「業務規程の変更について」原案どおりとすることによろしい

でしょうか。

○評議委員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第2号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第3号議案「送配電等業務指針の変更について」原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

○評議委員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第3号議案は、原案どおりの議決とします。

以上を持ちまして、第1号議案、第2号議案、第3号議案を可決とさせていただきます。

○野間口議長

それでは、次の議案の審議を行います。

先ほどと同様に、第4号議案、第5号議案につきましても、密接に関連する内容ですので、第4号及び第5号の2件を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。それでは、第4号議案「2020年度事業計画について」、第5号議案「2020年度予算について」事務局から説明をお願いします。

●山田部長

それでは、第4号議案と第5号議案をまとめてご説明いたします。両議案とも、評議員会の審議後、理事会での議決および総会での議決を経たうえで経済産業大臣へ認可申請を行います。

右肩に第4号議案と書かれた資料をご覧ください。これは事業計画9ページものですが、この内容につきましては別紙2「2020年度事業計画について」でご説明させていただきます。1ページ、2020年度事業計画の概要ということで5項目挙げております。1. 容量市場 メインオークションの実施、2. 需給調整市場の導入に向けた検討、3. 広域系統長期方針、4. システム開発の円滑な実施、以上4項目につきましては、2ページ以降の各スライドでご説明いたします。5. その他でございますが、現在、国の審議会におきまして、広域機関の業務を追加することが議論されております。追加が見込まれる業務としまして

はFIT関連業務や防災関連業務ですが、これらの業務に適時適切に対応するというのがその他の項目です。2 ページ、1. 容量市場 メインオークションの実施ということでございまして、そもそも容量市場の導入の目的をご説明いたしますと、電力自由化により発電事業者が効率の低い発電所を廃止していくと、将来的に供給力不足、ひいては電気料金の高騰が生じるおそれがあります。このため、将来の電源を安定的に確保するとともに、電気料金の安定化を図るため、2020 年度より容量市場を導入するというところでございます。2020 年度の主な取り組みということで、まず一つ目、メインオークションに先立ち説明会を行います。説明会につきましては本年度から既に実施しております。二つ目、7月に初めてのメインオークションを実施します。これがおそらくメインイベントになると思います。メインオークションは発電事業者が入札して、広域機関が落札電源・約定価格を決定するものです。三つ目、実需給開始後、2024 年度後に必要となる制度・業務の検討を行ってまいります。

続きまして 5 ページに飛んでいただけますでしょうか。4-1. システム開発の円滑な実施（容量市場システム）でございまして。一つ目、2019 年度は、メインオークションに向けて参加登録及びオークションに対応するシステム開発に取り組んでまいりました。表にあるとおり、参加登録機能やオークション機能を現在作っております。二つ目、2020 年度は、実効性テストに関するシステム開発を行うとともに、実需給後に必要な制度・業務の検討結果を受けてシステムの要件を確認し開発に着手してまいります。下の図のとおり進めていく予定でございまして。なお容量市場につきましては、本日別途報告事項をご用意しております、この中で直近の動きをご報告させていただきます。

それでは 3 ページにお戻りいただきます。2. 需給調整市場の導入に向けた検討でございまして。一般送配電事業者が周波数を維持するため活用する調整力は、現在エリア毎に公募調達しております。しかし今後は安価な調達を可能とするため、エリアにとらわれず広域的に調達できる需給調整市場が導入されます。この市場運営者は一般送配電事業者ですが、我々広域機関は市場運営等の課題について詳細検討を行っております。応動時間といて中央給電指令所の指令を受けてから出力するまでの時間や、継続時間等の性能に応じまして5つの商品を設定しております。再エネ予測誤差に対応する調整力である「三次調整力②」、これは再エネの予測誤差を穴埋めする調整力でございます。この「三次調整力②」は2021 年度から、他の商品は2024 年度までに順次導入していく予定です。2020 年度の主な取り組みといたしましては、制度設計が完了した「三次調整力②」の市場参加の申込や、システムの整備など市場開設に向けた準備を進めるとともに、他の商品の制度設計等を進めてまいります。

続きまして 4 ページ、3. 広域系統長期方針でございまして。既存送電網の効率的な利用と、将来を見据えた送電網の整備を併行して進め、電気の安定供給と将来的な電気料金の抑制の両立に取り組めます。2020 年度の主な取り組みとしましては、一つ目、現行の広域系統長期方針では、コネクタ&マネージ等全国の送電設備のあるべき姿に向けた取り

組みを継続してまいります。二つ目、加えて、再エネ大量導入等、将来の環境変化に適切に対応するため、国及び事業者と連携して新たな広域系統長期方針の策定に向けて検討を開始してまいります。

続きまして6ページ、4-2. システム開発の円滑な実施（広域機関システム）でございます。広域機関システムを制度変更に対応して改修するとともに、更なる安定稼働に向けて改良を図ることで、日々・将来の連系線の利用を支えてまいります。また、事業者ニーズを踏まえた機能改良を行い、事業者の業務効率の向上に寄与します。2020年度の主な取り組みとしましては、一つ目、制度対応といたしまして、需給調整市場等に対応してまいります。二つ目、安定稼働。そして三つ目、機能改良、この機能改良は事業者アンケート等をもとに優先度の高いものから実施してまいります。この三つを軸に広域機関システムの改良等を進めてまいります。以上が第4号議案のご説明になります。

続きまして第5号議案2020年度予算につきましてご説明申し上げます。右肩第5号議案タイトル「電力広域的運営推進機関2020年度予算（案）」とある資料をご覧ください。予算総則でございますが、第1条の収入支出予算につきましては、後程別紙でご説明申し上げます。第2条の債務を負担する行為であります。これにつきましてはシステムのリース契約など複数年にわたって債務を負担する契約の内容でございますが、表にありますとおり、2020年度から2025年度におきまして60億円を計上いたします。その下の第3条、第4条、第5条につきましては、例年どおりのものでございます。2ページ、3ページが続きますけれども、本内容につきまして別紙3 パワーポイント資料でご説明いたします。

別紙3「2020年度予算について」でございます。1ページ、1. 2020年度収入支出予算の概要の一つ目、2020年度予算は123億円で、2019年度と比較し22億円増加。二つ目、主な増加要因といたしましては、固定資産関係費、いわゆるシステム関係費の増が2019年度比プラス17億円となっております。

2ページ、2. 支出予算の主な内訳および増減要因について、まず固定資産関係費ですが、2019年度48億円であったものが2020年度66億円でございます。一つ目、広域機関システム関連費用が46億円、前年度比5億円増でございます。二つ目、容量市場システム関連費用が9億円、前年度比8億円の増、三つ目、OAシステムリプレース関連費用が8億円、前年度比5億円増でございます。

続きまして運営費でございます。2019年度30億円に対しまして2020年度31億円でございます。一つ目、広域機関システムの保守・維持関連費用が11億円、前年度並でございます。二つ目、容量市場システム関連費用が7億円、前年度比2億円増、三つ目、その他システムの保守・維持関連費用が3億円で前年度並、四つ目は豊洲事務所やデータセンターの賃借料3億円で前年度並でございます。

続きまして人件費でございます。2019年度19億円に対しまして2020年度19億円。中身でございますが、一つ目、職員給与が15億円、二つ目、法定厚生費が2億円、三つ目、役員給与が1億円、いずれも前年度並となっております。

続きましてその他でございます。2019年度4億円に対しまして2020年度7億円でございます。中身としましては、一つ目、システムの一部をリースとしていることによる支払利息が1億円、二つ目、予備費が6億円でございます。先程事業計画で触れましたように、広域機関の業務追加に対応するものでございまして、今年度は支出全体の5%を計上する予定でございます。

続きまして4ページ、3. 創立時からの予算の推移でございまして、このような予算の推移になってございます。

5ページ、4. コスト削減への取組みについてでございまして、我々のコスト削減の取組みについてご紹介させていただきます。一つ目、業務委託範囲の厳選でございまして、主に広域機関システム関連が多いですが、例えば費用削減効果・システム信頼性向上・利便性向上等の観点から評価を行いまして、優先順位の高いものに厳選してシステム改良を実施しております。

二つ目、委託業務の内製化でございます。例えば従来当直業務の一部を外部に委託してまいりましたが、広域機関職員にて実施して委託業務を縮小する予定です。

三つ目、工程の工夫による工期・工数の縮小化でございます。例えば、開発作業のピークを平準化することで、低稼働要員の発生を防ぎます。

四つ目、委託先の生産性向上への働きかけでございます。広域機関システム関連におきましては、たとえば委託会社の目標値・実績値が見える化・共有化することで、生産性向上を図っております。

これらが、コスト削減への取組みでございます。

最後、右肩6ページでございます。参考としまして業務分類別予算配分の表を作りました。広域機関予算のイメージが掴みやすいかと思います。123億円のうち、約半分が広域機関システム関連に使われているということでございます。そして約2割弱が人件費、約1割強が容量市場関連という構成になっております。

以上で第4・5号議案の説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。

○山内評議員

事業計画も予算も特に異論はないのですけれど、事業計画で大きく二つあって、容量市場を動かすためにどうするかということと、それからもう一つは広域系統長期方針でネットワークをどのように作っていくか計画を立てる、そのために更にブラッシュアップ

をすることだと思えます。広域系統長期方針については、連系線等については前にも議論がありましたけれども、基本的に費用便益分析で必要性などを証明して計画を立てていくということだと思のですが、費用便益分析自体を更にブラッシュアップする必要があると思っていて、それについて更に進めていただきたいというのが一つです。もう一つは、連系線についてはどのように投資をして前提がどうなるかによって費用便益の出方が違うと伺いました。費用便益分析は公共事業でやってきましたけれども、公共事業についても同じような問題を抱えていて、ある程度ルール化がなされているのです。連系線の場合にはおそらく実態に合わせて、このようにできていくということを前提に、それに合わせて費用便益分析をやるとということになると思うのですけれども、そういったところも詳細にルール化等を検討されたいかかと思っています。それが一つ目の件です。もう一つは容量市場ですけれども、容量市場について、第1号～第3号議案説明資料の別紙1のマーケットのモデルを見ると、固定的施設のマーケットと電力量のマーケットと分けてマーケットを作って、私の理解だと取引価格の中に容量と電力量、両方の価値が含まれていてそれがマーケット取引になっているのを分ける、その時に当面、完全に分かれなないので価格が上がってしまうというのが第1号～第3号議案説明資料の別紙1の5ページの真ん中の図だと思うのですけれども、それが容量の部分と電力量の部分、きれいに分かれていくと経済学の言葉でいうと限界費用と固定費部分がそれぞれのマーケットで均衡値に行く。そうすると8ページの経過措置というのがなくなって100%容量市場では容量の契約になるということですけど、なぜ8ページのように7%の割合で減っていくのかよく理解できていないのですけど、これは非常に細かい話なので質問はしないのですけど、ただ個人的な興味で言うと、容量の価値と電力量の価値を分けてマーケットを作って動かしていくのはものすごく重要なことで、それをどのように進めていくか、言いたいのは、容量市場を動かすために色々準備されるわけですけど、それがきれいにマーケットの市場機能が働くような制度設計を心がけて是非お願いしたいというのが二つ目の意見です。

●寺島理事

ありがとうございます。1件目の広域系統長期方針の件で、山内評議員から非常に有意義なご指摘をいただき、仰るとおりかと思っております。ポイントは、我々、費用便益という方法をやることで本当にこれが社会的厚生からしても投資に値するののかの評価をしていきたいというのは、前回の評議員会の中でもご説明させていただいたとおりであります。これについて、費用便益手法というものが他のインフラでも色々使われている中で、色々な課題とか評価の視点とかというのが重要だという話を伺っていますので、それも含めてしっかり検討していきたいと思えます。それからもう一つ私ども、ここで補足させていただきたいのは、この長期方針では連系線だけにフォーカシングをしているつもりはありませんで、実は連系線の混雑は隣の域内基幹送電線との関係もありますので、広域的

に基幹送電線について一体的に捉えて、どういう状況にあるのかをしっかりと見ていくことと思っています。即ち、単にゾーンを分けて9つのゾーンだけの議論ではなくて、解析のシミュレーションについても、域内の基幹系送電線も含めた形で広域的に処理できるようにする予定です。そのため、解析ツールとしてのブラッシュアップもしていかなければなりませんし、ご指摘の評価の考え方、更にはシナリオの設定の仕方についても、海外も含め他の事例も参考にしながら、しっかりやっていきたいと考えております。

●進士理事

容量市場についても貴重なご意見ありがとうございます。まさに仰るとおりでございます。別紙1の5ページにあるように、適切な値に収斂していくということが非常に重要なことでございます。今回の経過措置のとおりには必ずしも行くとは限らないということも念頭に置きながら、容量市場、開設したら終わりではもちろんございませんので、容量市場の仕組みがワークしていくか、私どもも監視しながら、容量市場だけではなくて、電力量市場との関連も含めて、きちんと見ていこうと思っております。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。

○高村評議員

3点ございます。資料の4号議案で見ますと2ページ目なのですが、一つ目はコネクト&マネージに関する取組ですけれども、是非この取組を速度を持って進めていただきたいというのが一つです。二つ目が、いま山内評議員が仰って寺島理事とやり取りをされたところですが、山地評議員が座長をされている委員会で、やはりこのマスタープラン、長期の広域系統整備方針、計画をきちんと作るというのは非常に重要な鍵だということは共有されていると思います。そういう意味で政策側の期待が非常に高くございまして、その中で一つは、国のエネルギー政策の中で出てきている、例えば再エネの主力電源化ですとか、2050年に向けた脱炭素化を進める、あるいはより直近では洋上風力の拡大に非常に密接に関わっていると思っております。これは山内評議員の話になるのですが、費用便益分析のブラッシュアップも含めて、ぜひこの取組を強化していただきたいというふうに思っております。一つは委員会の中でも出ておりました、欧州などでも先行して電源の拡充に関する費用便益分析の指針なども出てしていると理解をしております、ぜひこのところも含めてブラッシュアップをお願いしたいということであります。最後は、予算に関わる場所でもあるのですが、私の理解では、いま、山地評議員の委員会の議論を経て、法律が成立すると同時に、FIT関連の業務をGIOを含めOCCOに移していく方向だと理解をしております、来年度、そうした移行についての予算的な、あるいは人的な対応を予定されているかをお尋ねできればと思います。以上です。

●寺島理事

1点目と2点目について私からお答えさせていただきます。コネクト&マネージにつきましては、スケジュール感を持ってしっかりと進めていきたいというのは、ここに掲げているとおりでございますので、今日の高村評議員の話も受けまして、しっかりと進めてまいります。2点目の長期方針につきましては、まさに山地評議員の委員会でも色々ご議論されて、そういう話が出ていると私どもも把握しております。とりわけエネルギーミックスを踏まえた長期的な観点から、どのようにあるべきなのかという議論については、国とも連携を取りまして、しっかりとやっていきたいと思っております。その点では、特にここにも記載のある広域系統整備に関する長期展望の策定の中で、よく考えていきたいと思っておりますので、ひとつまたよろしく願いいたします。

●都築理事

2点目の補足と3点目についてお答え申し上げます。まず2点目でございます。今回、この話というのが、ここで国の政策との連携ということが大きくうたわれている理由として、再生可能エネルギーの導入拡大、これはもともと広域機関は広域的運営というところからスタートしているのですが、そこに再エネの導入拡大という大きなものが、昔も全く関係なかったことはないのですが、ウエイトが非常に高くなってきているということ、それから別のところでFIT法に基づく賦課金を系統の増強に使っていきこうということで、法律論だけでいうと、法律間の調整が必要になってくるということもありまして、全体として、エネルギー政策との整合性がより強く求められているものです。そうした中で、長期方針や、個別の整備計画についても、国との一体化あるいは国の関与が強まっていくということだと理解しております。それはきちんと受け止めて、私どもとして処理をしていこうと考えております。議論にあたっては当然、公開の場で議論を進めてまいりたいと思っておりますので、是非今後ともご指導いただければと思っております。それから3点目のところで、予算の話に関連してということで、FIT法のGIOの機能の話でございます。今回、法律がまだ閣議決定もしていないので、審議会の報告書がパブリックコメントの募集をやっていたという状態ですので、私どもの立場として、現時点であらわな形で事業計画あるいは予算に組み込むということが難しくございます。今回のところでは、予算で予備費というものを2%程増額をお願いしようという提案をさせていただいておりますが、その中で対応していこうと考えております。具体的に例えば高村評議員ご指摘のGIOのところでございますが、当然我々、大きなお金を扱ったことがないので、スタッフの増強も必要ですし、専門性という意味でも増強が必要になります。それから移管にあたっては、必要な権利義務関係を処理して私どものところに持ってきてやらないといけない。もう一つ言うと、これまで動いてきているFITというのがまだ継続的にあるということと、新しいFIP制度、それからまだ別に入札というものもございます。そう

したところにつきまして、低炭素投資促進機構は実際に業務を行っており、実施のタイミングに向けて円滑に移行できるように準備をしまいたいと思っております。

○野間口議長

他にございませんか。

○大石評議員

1点質問と1点お願いになります。まず質問の方ですが、別紙3の5ページ、コスト削減の取組みについての中で、2項目目に委託業務の内製化とあって、それから4項目目に委託先の生産性向上への働きかけと書いてあります。ものによって、従来は委託していたが機関内で行うことにしたものの、逆に専門的に委託会社に委託することにしたものに分かれるということだと思います。が、多分、この線引きが、かなり難しいのだろうと思うのですが、そのあたりで工夫しておられるようなところがあれば、ぜひ教えていただきたいというのが1点です。それからこれはお願いなのですが、先程から容量市場のお話が出てきてまして、やはり消費者にとって容量市場というのが本当に見えにくいというか、わかりにくいというのがあります。前の資料に戻りますけれども、別紙1の5ページのイメージ図のように、容量市場が開設されると直後は小売電気事業者の負担が増えるという説明ですので、イコールこれが消費者、需要家の負担に反映されるのではないかとということで、その負担だけに注目されることが多いように思っております。そういう意味で、何のための容量市場で、何を最終的に目指しているのか等、消費者にもわかりやすい説明をホームページに掲載する、またいろいろな機会で説明していただけると大変ありがたいと思います。以上です。

●都築理事

まず1点目でございます。別紙3のコスト削減への取組みについてというところで、ご指摘を頂いた点でございます。委託業務の内製化と委託先の生産性向上への働きかけというところでございます。初期の段階では、広域機関システムもユニークな日本の中にはどこにもないものを構築し、色々なシステムのな不具合などをチューンアップしながら対応してきたわけでございますが、そうした中で我々自身も色々な経験をし、ここで人材育成と言っていますが、経験値も上がっているし、そうした中で、従来はなんとなく議論をしながらよろしくお願ひしますと言っていた部分を、自分たちで主体的に色々手を動かせるところも増えてきたというところでございますので、そういったところを、本質的にはシステムはブラックボックスを作ってはいけないので、できるだけきちんと対応できることが重要なのですが、そういったところを進めていくということが、二つ目の内製化というところでございます。もちろん全部を内製化することはできなくて、専門のベンダーをお願いしてというところもございまして、その垣根の考え方というの

を1個1個見極めながら進めていくということでございます。それから委託先の生産性向上への働きかけというところでございますが、特に新しくシステムを構築する場合には入札その他で、我々が仕様を定めて競争的に調達行為を行っていくということになりますが、既存の大掛かりなシステムの一部改良とか、そういう場合には、どうしてもその部分だけ入札するというのが入札になじみにくいケースがございます。他方でこれはそのままいくと非効率性というものが出てくる懸念というのもございますので、個別の発注行為に際して、相手方とディスカッションをするわけですが、その時にも本当にこのようにやるのがいいのか、その中でむしろこうやった方が効率的なのではないかとか、そういった議論を日々行っております。そうした取組みを通じて、全体としての生産性向上という言い方にここではなっておりますが、そういったことをベンダーと議論しながら進めていく、そんなことでございます。

●進士理事

容量市場についてもコメントありがとうございます。ご指摘のとおり一般の方々にもきちんと受け入れられるような説明の仕方が重要であると認識しております。広域機関でも容量市場に関しましては、今後、容量市場に関するスペシャルサイトを立ち上げるとか、説明に向けて努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○野間口議長

新聞等では時々電力システムの新しい取組みについて紹介されていて、ああいうものももっと増えてきたら良い。増えてくるように材料を提供するということですね。

他にありますか。

○牛窪評議員

今、人材育成というお話も出て、ここではどちらかというコスト削減の文脈だったかと思うのですが、現在164名の方が働いていて役割もどんどん拡大していく中で、広域機関が新卒を採用しているか知識を持ち合わせていないのですが、民間だと優秀な学生を集めるのに非常に苦勞しております、人材の獲得競争がし烈になっています。そうした中で優秀な人材を集めて、更に内部でしっかりと育成していくような、そうした観点でのわかりやすい取組みとかお考えがあればお聞かせいただければと思います。

●都築理事

ご指摘ありがとうございます。人材につきまして、まずご質問の中でプロパーの採用は、私ども、新卒・中途含めて対応しておりますが、実際にこの規模でございますので、非常にささやかな対応になります。また人材育成につきまして、私ども、国との関係で専門

機関としての位置づけでございますので、例えば、新人から3年間、それぞれ技術的な事項、電力システムに関する基礎知識も含めて、技術研修というものを実際に行っております。それから人材育成ということでいうと、一つの職場にいると段々と近視眼的になっていくということもございまして、できるだけいろいろな機会を提供できるようにしていきたいと思っております。そうした観点から、国あるいは事業者にも人材を派遣いたしまして、そこでの議論を踏まえて自ら私どもの機関を客観化できるような取組みをする等、そういった工夫をしております。もちろん研修一つ行うにも、ロットが小さく、なかなか難問でございまして、問題意識を持って取り組もうとしているのですが、なかなか難しいところもございまして、そうは言いながらも、人材の材は財産の財と考えていかなければならないと思っておりますので、絶え間なく工夫をしていきたいと思っております。

○野間口議長

計画の内容についてはご理解いただいた上で、しっかりやれというご意見が多いように思うのですが、ここで計画の是非かにつきまして、議決を取りたいと思うのですがよろしいでしょうか？

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

それでは、第4号議案「2020年度事業計画について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第4号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第5号議案「2020年度予算について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございました。それでは、次に報告事項となります。

「容量市場開設に向けた準備状況」についてです。事務局から報告をお願いします。

●山次マネージャー

容量市場開設に向けた準備状況についてご報告いたします。

広域機関は2020年度に容量市場のメインオークションを行うべく、容量市場の開設の準備を進めているところです。容量市場は広域機関にとって非常に大きなイベントである事に加え、電気事業者、消費者にとっても大きなイベントであると認識しており、様々な取り組みを進めているところです。上手くいくのか、価格はどうなるのかといったご指摘も本日のこれまでの議論でいただいております。

制度設計の面での市場管理者としての取り組みによるところもございますし、加えて、実際の応札者である事業者の行動によるところもありますため、事業者にどのような形でお伝えしているのかといったところをご報告させていただきます。

別紙4をご覧ください。

まず、右肩2ページの2019年度の取り組みについてです。容量市場検討会での議論を行い、またその議論を踏まえて容量市場のルール、定款・業務規程・送配電等業務指針を策定してまいりました。並行して、メインオークション募集要綱といった関連文書の準備も進めてまいりました。また、事業者向けの制度概要説明会を3月から10月にかけて計14回行い、約900名にご参加いただきました。更に掘り下げた内容の制度詳細説明会を10月から計9回行い、約700名ご参加いただきました。このような形で事業者に向けて情報を発信しております。また、容量市場を進めていくルールブックとなる募集要綱については、パブリックコメントを進めており、約400件の意見を受領しております。

これからの取り組みについて、右肩3ページ、4ページに記載しております。

右肩3ページは1月から2020年いっぱいの内容を記載しております。いよいよ容量市場が始まる年でございますので、そこに向けての内容を記載しております。上に記載しているのが、募集要綱やマニュアル等の準備状況や説明会の開催予定になり、2月、4月、6月と事業者情報の登録の仕方などを事業者へお伝えしていきます。また、3月2日からは実際の登録業務が始まり、事業者情報の登録、電源等情報の登録などの手続きを経て、7月に応札となります。8月には約定結果を公表します。半年後には容量市場が動き出している状況になりますので、このような形でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

右肩4ページに直近の取り組みを記載しております。2月5日から実務の説明会を行います。その中で、募集要綱のパブリックコメントで事業者からのご意見が多かった、リクワイアメント、すなわち落札者に求められる要件に関するお伝えし、しっかり対応を進めていきます。また、2月中旬には事業者にも容量市場システムのテストに参加していただき、理解を深めていただくことと考えております。

このような形で、事業者への情報発信や各種関連文書の準備等を進めており、容量市場

開設に向けて滞りなく進めている現状を報告いたしました。以上になります。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。

○村上評議員

メインオークションについて、7月1日から7月7日までが応札期間になり、約定結果の公表が8月31日までとなっておりますが、応札してから1週間の期間を置いて、応札する事業者の判断を待つ期間が不可欠なのかというのが1点と、応札してもらい7月7日になると約定結果は判明する形になると思いますが、8月31日まで公表までの期間を置かなくてはならないというのは、必要な期間なのでしょうか。

●山次マネージャー

1点目、応札で1週間期間を置くことについてです。この期間だけ札を受け付けますが、実際には数字を入れるだけに加え、いくつか数字の算出根拠を提出していただきますので、若干の手間も掛かりますが、言い換えればこの位の期間でやりきれる内容となります。

2点目、応札から約定結果の公表まで時間があるのではないかという点ですが、この8月31日というのは期日という認識でございまして、8月31日以前に公表する、ということと考えております。なお約定処理では供給エリア区域ごとの信頼度評価を行いまして、ある程度時間が掛かる場合がありますため、多少の時間をいただいております。

○村上評議員

分かりました。

○野間口議長

容量市場については良く分かりましたが、2021年度には需給調整市場が始まります。その準備については、どうなっているのでしょうか。

●進士理事

需給調整市場の仕組みについては、広域機関のなかの需給調整市場検討小委員会で検討しております。容量市場は運営者が広域機関となりますが、需給調整市場は運営者が各一般送配電事業者になりますので、一般送配電事業者が、取引規程などの文書作成、システム開発を進めています。需給調整市場システムと各一般送配電事業者の中央給電指令所とのやりとり、あるいは中央給電指令所の改良も重要になってくるため、一般送配電事業者が主体で対応し、広域機関とも連携を取りながら進めているところでございます。

○野間口議長

分かりました。

○野間口議長

本日の議案は以上となりますが、これらに関して、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。

○秋池評議員

広域機関は当初発足時よりご検討されていたよりは遥かに大きな仕事をされるようになっており、いずれも初めてのことばかりで緻密な設計と実行をされているということで大変尊敬申し上げるところであります。

費用を拝見しますと、圧倒的にシステムの投資が多くなっており、構築するのにも5年・10年という長い時間がかかるものです。システムを作っている間に最初に作った部分が段々陳腐化していくというようなこともあります。当然、そのようにお考えで、深く様々なご検討されているものと思います。

将来、置き換え・メンテナンスをするときに、なるべく費用が莫大にならないように他企業の事例も参考にしながら、引き続きご検討いただけるとよろしいのではないかと思います。

○野間口議長

ありがとうございます。大変重要な指摘でございます。秋池評議員への回答も含めて、閉会の前に金本理事長から一言お願いします。

●金本理事長

本日は大変お忙しい中、しっかり議論をいただきまして、ありがとうございました。

先程のシステム関係におけるコストの問題につきましては、大いに悩んでいるところでもございますが、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、本日、頂戴したご意見につきましては、しっかりと受け止めて、マスタープランを作っていきたいと思っております。

来年度の最も大きなイベントは容量市場オークションでございます。その成果というのは長期にわたって出てくるというところがございますので、来年度は様々な議論があると身構えております。しっかりと対応ができるように、身を引締め頑張ってまいりたいところです。

本日は大変ありがとうございました。

○野間口議長

ありがとうございました。

以上をもちまして、今回の評議員会を閉会します。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 牛窪 恭彦

評議員 横山 明彦